

規則改正案に対するパブリック・コメント及び本協会の考え方について （「広告及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第7号）等の一部改正について）

平成 16 年 2 月 18 日
日本証券業協会

本協会では、「広告及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第7号）等の一部改正について本年 1 月 14 日から 1 月 28 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられたコメントは 13 通であり、主なコメントの概要及びそれに対する本協会の考え方は次のとおりです。

1. 広告等の媒体について

・規則案第 2 条において、具体的な広告媒体等を削除しているが、削除する必要はないのではないか。

有価証券の取引等を誘引する表示であれば、どのような媒体を使用しても広告等に該当することから、今回の改正においては媒体の例示規定を削除しました。

ただし、協会員の参考に資するため、広告等の媒体の代表的なものについては、「広告等に関する指針」（改訂のうえ、後日、協会員に通知する予定です。以下同じ。）において明らかにする予定です。

2. 「一の顧客を対象とするもの」について

・規則案第 2 条第 2 項第 2 号において、「一の顧客を対象とするもの」について広告等に含まれる旨規定されている。しかし、そのようなものについて広告等に該当するとすると実務上の負担が大きいと考えるので、「一の顧客を対象とするもの」については、広告等の定義から除外されたい。

顧客に対して広告等を行う場合には、提供する人数に関わらず、その適切性が確保されている必要があることから、「一の顧客を対象とするもの」についても広告等として取り扱い、原則として広告審査担当者が審査する必要があると考えます。

なお、現行規則でも「一の顧客を対象とするもの」は広告に該当するものとして取り扱っています。

3. 根拠の明示について

- ・規則案第4条第1項第8号において、「判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの」が禁止行為として規定されているが、これを「協会員の判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの」と修正されたい。

他者が作成した広告等であっても、判断や評価等が入る場合において、その根拠が明示されていない場合には、顧客に対し誤解を生じさせるおそれがあることから、自社で作成する場合と同様に、根拠が明示される必要があると考えます。

4. 広告審査担当者の届出について

- ・規則案第5条において規定する「広告審査担当者」は、従来の「広告責任者」のように協会に届出する必要はあるのか。

「広告審査担当者」は、協会員において任命すればよく、本協会に届出する必要はありません。

5. 内部管理責任者の審査について

- ・内部管理責任者は、「広告審査担当者」に任命されなくても営業単位又は従業員限りで行う広告等の審査をできるようにされたい。

協会員において、各営業単位の内部管理責任者を「広告審査担当者」に任命することによって、現行どおり内部管理責任者（広告審査担当者）の審査をもって広告等を行うことができます。また、この場合、個々の内部管理責任者に対し任命手続きを取る必要はなく、社内規則等において各営業単位の内部管理責任者を「広告審査担当者」に任命する旨定めることでよいと考えます。

6. 審査不要とする投資家の範囲について

- ・規則案第5条第1項において、いわゆる適格機関投資家又はこれに相当する外国法人等のみを対象として行う広告等については審査を要しないこととしているが、適格機関投資家等に限定せず、広告等の形態や実状に合わせて、上場会社等を含め各社がこれに該当すると考える対象範囲を柔軟に拡大できるようにすべきではないか。

審査を要しないで広告等を行うことができる対象投資家の範囲については、投資家保護の観点からは慎重に判断する必要があると考えます。また、規則の明確性という観点からは、できるだけ分かりやすい基準であることが求められます。このような観

点から、今回の改正においては、投資に対する専門的知識及び経験を有する者である適格機関投資家等のみを対象とする広告等については審査を要しないものとなりました。

なお、上場会社等であっても、法令の要件を満たす者については適格機関投資家に該当します。

7. 審査担当者として協会が認める者について

- ・規則案第5条第2項第4号及び第3項第6号において、「その知識等からみて本協会が広告等及び景品類の提供の審査を行なわせることが適当であると認めた者」を広告審査担当者に任命できることとしているが、具体的にはどのような者を認めるのか。

「その知識等からみて本協会が広告等及び景品類の提供の審査を行なわせることが適当であると認めた者」とは、本協会の指定する試験に合格した者等を想定していますが、その詳細については、後日、協会員に対し通知する予定です。

8. 広告審査担当者が作成する広告等の取扱い

- ・広告審査担当者が自らが作成した広告等の審査を行うことは可能か。

可能であると考えます。また、その旨は、「広告等に関する指針」において明らかにする予定です。

9. 雛形審査について

- ・定型で作成される資料は、雛形審査として広告審査を行い、その雛形を使用した個別資料の広告審査は不要であると考えて良いか。

債券の条件一覧のように予め表示項目が決まっており、その都度、各項目に銘柄名、条件等が記入されるような広告等については、その様式について審査すればよく、個々の広告等についての審査は必要ないものと考えます。また、その旨は、「広告等に関する指針」で明らかにする予定です。

10. 社内規則における審査基準の取扱い

- ・規則案第6条の社内管理体制の整備において、広告等及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定する旨規定しているが、協会員は、

「広告に関する指針」に基づいて審査を行っていること、仮に、「広告に関する指針」に基づいたものであっても、協会員毎に審査基準を制定することにより、協会員間において審査基準の統一性が保たれないおそれがあることから、審査基準に関する社内規則を制定する必要はないと考える。したがって、第6条において「審査基準」については、削除されたい。

どのような基準により審査するかは、適切な広告等及び景品類の提供を行ううえで重要であることから、社内規則において審査基準を定める必要があると考えます。

なお、本協会では、社内規則の参考様式を作成する予定であり、当該参考様式において、審査基準の具体例を示す予定です。

11. 「広告等に関する指針」について

- ・ 現行の「広告に関する指針」は主に個人投資家を対象とするものと考えられ、法人を対象とする場合、現行の指針の中にはそぐわない記述が見受けられるので、当該指針は個人投資家を対象とするものであることを明記するか、法人対象の指針をあらたに作成するべきと考える。

「広告等に関する指針」において、個人と法人で表示を区別する必要があると考えられる事項（課税上の取扱い等）については、その旨を明示する予定です。

12. 広告等の該当性について（1）

- ・ 次のような資料は、広告等に該当するか。また、広告等に該当する場合、広告審査担当者による審査が必要か。
 - ① いわゆる引受業務、投資銀行業務における発行体への提案資料
 - ② 顧客からの問合せに対する回答
 - ③ 法令・諸規則に基づき作成・交付される資料（目論見書等）
 - ④ 取扱い投資信託のファンド名の一覧表
 - ⑤ 証券取引法第13条第6項に規定する墓石広告
 - ⑥ 顧客に交付せずに提示だけ行い、回収した資料

①については、有価証券の取引等を誘引するものではないことから、広告等に該当しません。

②については、顧客からの問合せに対し、その範囲内で回答を行うものについては、広告等に該当しません。

③については、法令に定められた目的で交付する場合には、広告等に該当しません。

しかし、それ以外の目的で使用する場合には、広告等に該当し、また、原則として審査が必要です。

④については、広告等に該当しますが、規則第 5 条第 4 項第 5 号に該当する表示であることから審査を省略することができます。

⑤については、現行規則では広告に該当しないものと取扱っていますが、改正規則においては広告等に該当し、また、原則として審査が必要です。

⑥については、「顧客に交付したか」又は「提示だけで回収したか」は、広告等に該当するか否かの判断基準とはなりませんので、その内容により判断することとなります。

13. 広告等の該当性について（2）

- ・ 広告等に該当するもの、しないもの、又は審査が必要なもの、不要なものの具体例を明示されたい。

「広告等に関する指針」において、上記を含め、できるだけ明示する予定です。

以　上